

第 32 回全国花のまちづくり恵庭大会

広告掲載取扱要領

令和 年 月 日 策定

第 1 条 目的

- 1 本要領は、第 32 回全国花のまちづくり恵庭大会（以下「本大会」という。）の開催及び成功に資することを目的として、本大会の大会プログラムへの広告掲載を中心とする広告出稿を申し出る企業・団体等（以下「企業等」という。）との関係を明確にし、当該広告の掲載に必要な事項を定めるものとする。
- 2 本大会及び本要領に基づく広告掲載に係る事業は、第 32 回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するものとする。

第 2 条 広告出稿の範囲及び詳細

- 1 本要領に基づく広告出稿は、本大会の大会プログラムに掲載される広告を基本とし、実行委員会は、別表に定める広告掲載特典に従い、申込を受理した企業等の広告を大会プログラムに掲載するものとする。
- 2 前項のほか、実行委員会は、本大会の運営上必要があると認めるときは、前項の広告と同一又はこれを要約した内容の広告を、本大会の大会パンフレット、フライヤー、ウェブサイトその他実行委員会が指定する媒体（以下「大会関連媒体」という。）に掲載する場合がある。
- 3 前項により大会関連媒体に広告を掲載する場合、その媒体、掲載位置及び掲載方法は、実行委員会が大会全体の構成及びデザイン等を勘案して定めるものとし、企業等はこれに異議を述べないものとする。
- 4 本大会への広告出稿は、広告掲載料の納入として取り扱い、提供された資金の金額に応じて、別表に定める広告掲載特典を付与するものとする。
- 5 企業版ふるさと納税制度の利用又は物品の寄付があった場合は、恵庭市と実行委員会が協議の上、当該利用又は寄付の額に応じ、別表に定める金額相当の広告掲載特典を付与するものとする。
- 6 広告掲載料の請求は、実行委員会名義で行うものとし、企業等は、実行委員会が指定する期日までに、指定する方法によりこれを支払うものとする。
- 7 広告掲載料の納入期限その他の納入方法については、実行委員会が別に定めるところによるものとし、企業等はこれに従うものとする。
- 8 実行委員会は、インボイス制度における適格請求書発行事業者ではないため、企業等に対して交付する請求書その他の書類は、適格請求書（インボイス）には該当しない。この点について、企業等はあらかじめ了承の上、本大会への広告出稿を行うものとする。

第 3 条 広告申込

- 1 広告出稿を申し出る企業等は、あらかじめ第 32 回全国花のまちづくり恵庭大会広告出稿申込書

- (以下「申込書」という。) を実行委員会に提出するものとする。
- 2 申込期限、広告原稿の提出期限及び原稿の形式その他の必要な事項は、実行委員会が定める募集要項等において別に定めるものとする。
- 3 企業等は、前項に定める期限までに広告掲載料の納入及び広告原稿の提出を行わないときは、広告の掲載を受けられないことがある。

第4条 広告内容の基準

- 1 広告の内容は、本大会の趣旨及び品位にふさわしいものでなければならない。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、掲載しないものとする。
- (1)虚偽の表示又は事実を誤認させるおそれのある表示その他不適正な表示を含むもの。
- (2)信条、性別その他の属性に基づき差別又は偏見を助長し、若しくは特定の個人又は団体の名譽若くは信用を不当に侵害するおそれのあるもの。
- (3)残虐、猥褻その他青少年の健全な育成に反するおそれがある表現を含むもの。
- (4)たばこその他の嗜好品のうち、実行委員会が大会の性格及び参加者の属性を勘案して不適当と認めるものの広告。
- (5)医薬部外品、健康食品等に関し、関係法令に抵触し、又はそのおそれがあるもの。
- (6)著作権、商標権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれがあるもの。
- (7)本大会又は実行委員会の品位若しくは信用を損なうおそれがあると実行委員会が認めるもの。
- 3 実行委員会は、前各項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、広告の修正又は差替えを求めることができる。企業等がこれに応じない場合は、当該広告の掲載をしないことがある。

第5条 申込の審査及び不受理理由

- 1 実行委員会は、申込内容について、次に掲げる各号のいずれかに該当しないかを確認し、いずれにも該当しないと認めるときは、当該申込を受理し、その旨を企業等に通知するものとする。
- 2 前項に規定する各号は、次のとおりとする。
- (1)政治、思想又は宗教その他の活動のために、広告出稿による特典若しくは広告出稿の事実を利用する場合、又はそのおそれがあるとき。
- (2)役員等（広告出稿を申し出た企業等が個人である場合にはその者をいい、広告出稿を申し出た者が法人である場合には当該法人の役員又は当該法人の支店若しくは本申込を行う事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (3)暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が、企業等の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4)役員等が、自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は

積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(6)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7)法令又は公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき。

第 6 条 受理後及び掲載後における取扱い

1 実行委員会は、申込受理後又は広告掲載後であっても、前条第 2 項各号又は第 4 条の規定に該当することが判明した場合、もしくはそのおそれがあると合理的に認められる場合には、当該広告の掲載の全部又は一部を中止し、又は大会関連媒体から削除することができる。

2 前項の規定により広告の掲載を行わず、又は中止した場合においても、実行委員会は、既に納入された広告掲載料を返還しないことができる。ただし、実行委員会に故意又は重過失がある場合は、この限りでない。

3 前 2 項の措置により企業等に損害が生じた場合であっても、実行委員会は、故意又は重過失がある場合を除き、その損害を賠償する責めを負わない。

第 7 条 広告出稿の取消し等

1 企業等は、やむを得ない事情により広告出稿を取り消そうとするときは、速やかに書面により実行委員会に申し出なければならない。

2 前項の申出が広告原稿の最終確定後になされた場合は、既に納入された広告掲載料は、原則として返還しないものとする。ただし、実行委員会が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 本大会の中止その他実行委員会の責めによらない事由により広告を掲載することができなくなった場合における広告掲載料の取扱いは、実行委員会が別に定めるところによるものとする。

第 8 条 関係法令との関係

本要領の運用に当たっては、恵庭市暴力団排除条例及び暴対法その他関係法令の趣旨を踏まえ、暴力団及びその関係者の排除並びに市民生活の安全及び安心の確保に十分配慮するものとする。

第 9 条 個人情報の取扱い

申込書その他本大会に関する手続を通じて取得した個人情報は、本大会の運営及び広告掲載に関する事務の遂行に必要な範囲内で利用し、恵庭市個人情報保護条例その他関係法令に基づき、適正に取り扱うものとする。

附則

この要領は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

別表：広告出稿特典

広告出稿区分	広告出稿金額の目安	特典内容
プラチナ スポンサー枠	500,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・大会パンフレットへの企業・団体名の掲出 (大) ※A4 サイズ相当 210mm×297mm ・ポスター等広告物への企業・団体名の掲出 ・式典会場内看板等の企業・団体名の掲出 ・大会 HP への企業・団体名の掲載 ・交流会への招待
ゴールド スポンサー枠	200,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・大会パンフレットへの企業・団体名の掲出 (中) ※A5 サイズ相当 148mm×210mm ・ポスター等広告物への企業・団体名の掲出 ・式典会場内看板等の企業・団体名の掲出 ・大会 HP への企業・団体名の掲出 ・交流会への招待
シルバー スポンサー枠	100,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・大会パンフレットへの企業・団体名の掲出 (小) ※A6 サイズ相当 105mm×148mm ・ポスター等広告物への企業・団体名の掲出 ・式典会場内看板等の企業・団体名の掲出 ・大会 HP への企業・団体名の掲出 ・交流会への招待

※広告の掲載に際し、著作権侵害の恐れのあるもの、その他広告表示上不適切と考えられるものについては、事務局にて協議の上、内容の修正を行うこととする。

令和 年 月 日

第 32 回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会 御中

第 32 回全国花のまちづくり恵庭大会

広 告 出 稿 申 入 書

1 申込者情報

申込者名（企業・団体名／個人名）：

代表者職・氏名（法人の場合）：

住所：

電話番号：

FAX 番号：

e-mail：

2 広告出稿内容

①広告枠区分（該当するものに□）

- 1 ページ広告
- 1/2 ページ広告
- 1/4 ページ広告

②原稿提出方法（該当するものに□）

- データ入稿（形式：）
- 紙原稿入稿

③原稿提出期限：令和 年 月 日（　）まで

3 広告掲載料等

①広告掲載料

金額： 円（税込）

②支払方法（該当するものに□）

- 指定口座へ振込
- その他（　）

③企業版ふるさと納税・物品寄付の有無（該当するものに□）

- 利用・寄付あり
- 利用・寄付なし

4 暴力団排除及び法令遵守に関する誓約

申込者（法人の場合はその役員及び本申込を行う事務所の代表者を含みます。）は、次の各項目に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- (2) 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団）又は暴力団員が、当社（私）の経営に実質的に関与していません。
- (3) 当社（私）及びその役員は、自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していません。
- (4) 当社（私）及びその役員は、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与していません。
- (5) 当社（私）及びその役員は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- (6) 本大会に関する広告出稿及びその周辺行為において、法令等及び公序良俗に反する行為を行いません。

上記の内容を確認のうえ、誓約します。

5 署名・担当者

申込者名（企業・団体名／個人名）

代表者職

代表者氏名 印

連絡担当部署・役職

連絡担当者氏名

連絡先電話番号

連絡先 e-mail

6 事業主体・請求・インボイスに関する注意事項

本事業は、第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会が実施するものです。広告掲載料の請求及び入金は、同実行委員会名義で行われます。

同実行委員会は、インボイス制度における適格請求書発行事業者ではありません。このため、発行する請求書等は適格請求書（インボイス）には該当しません。あらかじめご了承のうえ、お申し込みください。